

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人学校法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙備考欄記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金314万1780円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 追加的費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（追加的費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

5 国や地方自治体等に対する個人情報提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目（追加的費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年10月1日

●営業損害（追加的費用）

損害項目	金額	備考
砂場入換え工事費用	300,000 円	A銀行一括振込依頼書中、受取人「B」への振込金額の一部（振込指定日 H23.6.〇）
園庭除草作業委託費用	69,605 円	A銀行受取書、利用明細（H23.6.〇、9.〇、10.〇、11.〇、12.〇付）
園舎除染工事費用	2,772,175 円	C信用金庫振込受付書（H23.11.〇、12.〇付）の振込合計金額の一部
合計	3,141,780 円	